

(様式1)

平成23年度試験研究課題設定のための要試験研究問題提案・回答書

(整理番号) 051	提案機関名 農業技術センター 足柄地区事務所
要望問題名：農薬登録促進(適応拡大)のための試験対応(樹木類・シキミ)について	
要望問題の内容 【 背景、内容、対象地域及び規模(面積、数量等) 】 神奈川県南西部のかんきつ栽培地帯では、かんきつからの転作でシキミ産地が形成されている。シキミは枝ものの中では病害・虫害の発生が多く、葉散の回数も多い品目である。 しかし農薬取締法改正により、樹木類またはシキミに散布が可能な農薬が限定され、改正前に散布していた農薬すら散布できない状況である。特にアクタラとダーズバンはゾウムシ類、オマイトはハダニ類・サビダニ類の効果が高いと実感していたので、樹木類(シキミ)への登録の拡大をお願いしたい。 また、シキミ生産者は柑橘および茶の複合経営が多いので柑橘類および茶でハダニ類、サビダニ類、アザミウマ類で登録のある農薬について、樹木類への登録拡大をお願いしたい。	
解決希望年限	①1年以内 ②2～3年以内 ③4～5年以内 ④5～10年以内
対応を希望する研究機関名	①農業技術センター ②畜産技術所 ③水産技術センター ④自然環境保全センター
備考	

回答機関名	農業技術センター	担当部所	農業環境研究部
対応区分	①実施 ②実施中 ③継続検討 ④実施済 ⑤調査指導対応 ⑥現地対応 ⑦実施不可		
試験研究課題名 (①、②、④の場合)			
対応の内容等 農薬取締法では、農薬登録は農薬メーカーが自ら行うこととなっており、農薬の登録拡大申請にかかる費用は農薬メーカーが負担するため、メーカーは当該作物に農薬の登録拡大を行った場合の利益等を考慮したうえで、当該作物で農薬登録拡大を行うかどうかを判断します。そのため、農薬メーカーにシキミへの農薬登録拡大の意向があることが農薬登録拡大の試験を行う前提となります。また、農薬メーカーに登録拡大の意向がある場合も、当センターの農薬登録拡大のための労力・試験費用は限られているため、登録拡大要望に順位をつけて、順番に試験を実施しています。基本的には、登録農薬が皆無である作物などの農薬登録の必要性の高い作物が優先されます。また薬効試験の難易度を考慮し、試験の実施が極度に困難であることが予想される場合は、薬効試験を行うことはできません。 ハダニ類・サビダニ類のオマイトについてメーカーに問い合わせましたところ、シキミを含む樹木類での登録拡大の意向がないとのことでした。またゾウムシ類への登録拡大試験については、シキミを加害する主なステージである幼虫は幹に穿孔し1樹あたりの寄生虫数が少ないことから、薬効の調査のための充分数の幼虫の確保が難しく、また当センターにシキミほ場がないため試験実施に困難が予想されます。そのため現状では当センターでの登録拡大への取り組みは困難と判断いたしました。現在登録のあるスミチオン乳剤、コテツフロアブルでの防除をすすめていただくようお願いします。			
解決予定年限	①1年以内 ②2～3年以内 ③4～5年以内 ④5～10年以内		
備考			